

食品に関するリスクコミュニケーション  
「食品中の放射性物質」  
議事録

平成 24 年 9 月 26 日（水）

高知会場（高知市総合あんしんセンター）

消費者庁  
内閣府食品安全委員会  
厚生労働省  
農林水産省  
高知県  
高知市

○司会者（消費者庁・影山） お待たせしました。それでは、ただいまから「食品に関するリスクコミュニケーション～食品中の放射性物質について」を開催いたします。本日司会を務めます消費者庁消費者安全課の影山と申します。本日はよろしく申し上げます。

消費者庁では、本日皆様が会場で見たこと、聞いたこと、感じたことを明日以降の消費行動の契機としていただければ幸いですと感じております。本日のこの学習会が有意義になることを願っております。

それでは、資料の確認からさせていただきたいと思います。

では、お手元の資料をお開きください。袋の中に、まず冊子が入っていたと思います。食品に関するリスクコミュニケーションの冊子になっています。こちらが本日使用する資料になります。資料の1から3と、あと高知県さん、高知市さんの説明資料が入っております。それとあと、本日の会に関するアンケートが1枚ペラで入っております。両面ございますので、休憩中ご記入いただいて、お帰りの際に出口の回収ボックスに投函をお願いします。

それ以外は参考資料になります。まず1点目、「食品と放射能Q&A」、こちらは消費者庁で発行しております。8月31日に第7版が発行されました。ご自宅のほうで確認いただければ幸いですと思います。それと、同じく消費者庁からになります、今日の会とは別なんですけども、リコールサイト一元化情報のご案内で、リコール情報についてホームページ消費者庁のページで一元化しております。携帯やパソコンで登録いただければ、リコール情報をご確認いただけます。それと、食品安全エクスプレス、農林水産省から発行しているチラシになります。あと、食品安全委員会から食品安全 e-マガジンというチラシがございます。こちらもお読みいただければと思います。それ以外に色刷りの資料がございます。こちらは高知県、高知市さんからの資料になります。お時間のお手すきのときにお読みいただければと思います。

不足している資料等がございましたら、お近くの係員にお知らせいただければと思います。

それでは、中身について、議事次第、ご案内いたします。先ほどの最初に申し上げました冊子をご覧ください。中の1ページ目をご覧ください。

この後、講演が国のほうから3本、高知県、高知市の取り組みとして2本あります。まず初めに、食品安全委員会 間渕徹より、「食品中の放射性物質による健康影響について」、2点目としまして、厚生労働省 林より、「食品中の放射性物質の新基準値及び検査について」ご説明します。最後に、農林水産省 飯田より、「農業生産現場における対応について」ご説明します。この後、県、市の取り組みとしまして、食品中の放射性物質対策について、高知県健康政策部食品・衛生課チーフ松岡よりご説明申し上げます。その後、高知市の取り組みとしまして、高知市の食品放射能汚染対策をご説明します。

その後、10分の休憩を挟んで、意見交換会に移りたいと思います。意見交換会のときには、皆様の忌憚のないご意見をおっしゃっていただければと思います。講演の中で、あら

はじめ質問いただいていた内容について、極力説明するつもりでおりますけども、説明の中で加えられてない場合には、この質問時間、意見交換の中で発表いただければと思います。

終了は概ね4時を予定しておりますので、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

それでは、議事のほうに移らせていただきます。

まず初めに、「食品中の放射性物質による健康影響について」、食品安全委員会事務局 勧告広報課リスクコミュニケーション専門官 間淵徹よりご説明申し上げます。

○間淵（食品安全委員会） 皆さん、こんにちは。私は内閣府食品安全委員会事務局の間淵と申します。本日は、食品中の放射性物質による健康影響についてということでお話をさせていただきたいと思います。

本日の説明会の最初の説明となりますので、食品健康影響評価の結果についてご説明する前に、放射線や放射性物質に関する基本のお話からさせていただきたいというふうに思います。

放射線は、物質を透過する能力のある高速の粒子、あるいは高いエネルギーの電磁波であって、いずれも不安定な原子核を持つ放射性物質から発生しています。

ガンマ線、ベータ線、アルファ線と種類がございますが、ガンマ線はエックス線と同様に電磁波で、物質を透過する力が、図に示したとおり、アルファ線やベータ線よりも強いという特徴を持っております。アルファ線は紙をも透過することができませんが、ガンマ線におきましては薄いアルミニウム等の金属板をも透過する力を持っております。

このように、放射線は種類によって性質が異なることから、人の健康に対しても与える影響が異なることとなります。通常、1つの放射性物質から全ての放射線が放出されるというわけではなく、放射性物質によって発生する放射線が異なっており、1種類もしくは2種類の放射線を放出しています。

次に、放射能とその人体影響について説明をする場合に使用される単位についてです。

放射性物質や放射線に関係する単位にはさまざまなものがございますが、今日の説明会で出てくるものは、ベクレルとシーベルトになります。

放射能とは、放射線を出す能力のことでありまして、その能力の強さをあらかず単位がベクレルになります。食品中の検査結果などで、1kg当たり何ベクレルといったような使われ方をしておりますので、皆さんも新聞とかニュースとかで目にしたり、聞いたりしたことがあるかと思います。一方、その放射線による人体への影響をあらかず単位がシーベルトになります。今日のお話では、1シーベルトの1000分の1であるミリシーベルトという単位が多く使われることになるかと思います。

食品中に含まれる放射性物質を食品と一緒に体内に取り込んだり、空気中に存在する放射性物質を呼吸時に体内に吸い込むと、人は内部被ばくをします。通常、放射性物質による人体への影響は、体内に取り込んだ放射性物質の強さをあらかずベクレルから、人体へ

の影響の程度をあらわすシーベルトへ変換する必要があります。放射性物質の種類や放射性物質の影響を受ける人体側の年齢とか、体内への取り込み方などによって影響が異なってきますので、同じ土俵上で比べるために、このように変換する必要があります。この場合に、実効線量係数というものが使われますが、この係数というのは、成人の場合は摂取後 50 年、お子さんの場合は 70 歳までに受ける線量を考慮して決めています。

ちなみに、1 Bq というのは、放射性物質が 1 秒間に 1 個壊れて、放射線を出す能力のことをいいます。

それでは、実際に放射性物質を体内に取り込んだときの人体への影響を計算してみたいと思います。スライドは、成人が 1 kg 当たり 100 Bq のセシウム 137 を含む食品を 1 kg 食べた場合の計算をしております。放射性物質の能力である 100 Bq/kg に、食べた量である 1 kg を掛けることによって、実際に体内に取り込んだ放射性物質の強さがあらわされます。これに実効線量係数を掛けるわけなんですけども、実効線量係数は、ヨウ素 131、セシウム 137 というように、放射性物質の核種ごとによって異なっておりますし、また体内への取り込み方、また年齢ごとに異なっておりますので、今回の場合、成人の方のセシウム 137 ということから、0.000013 という係数を用いて計算をすると、0.0013 mSv というように換算をすることができます。

放射性物質は放射線を出して、放射線を出さない安定な物質に変わっていきます。これによって、放射能が弱まります。このときの放射能の強さが半分になるまでの時間を物理学的半減期といいます。物理学的半減期の長さは、セシウム 134 の場合は 2 年ちょっと、セシウム 137 では 30 年、ヨウ素 131 では 8 日というように、放射性物質ごとによって異なっております。

また、体内に入った放射性物質は、代謝や排せつなどの体の仕組みによって体外に排せつされます。この体の仕組みによって放射性物質の量が半分になる時間を、生物学的半減期というふうにいいます。生物学的半減期は、代謝のスピードによっても変わっておりますので、例えば放射性セシウムの場合、大人の場合では 70 日とか 90 日かかってしまうんですけども、代謝の活発なお子さんでは、1 歳未満の方では 9 日、9 歳以下のお子さんでは 38 日といったように、比較的短くなります。

このように、体内に放射性物質が入った場合でも、どんどん蓄積されて体にたまっていくというわけではなくて、放射性物質の特性と排せつなど体の仕組みによって減少していくということをご承知おきいただきたいと思います。

被ばくには、体の外から放射線を受ける外部被ばくと、放射性物質を含む食品を食べたり、空気中に存在する放射性物質を吸い込むことによって、体の中に取り込んだ放射性物質から出る放射線を受ける内部被ばくがございます。外部被ばくも内部被ばくも、人体への影響は、同じ単位のシーベルトであらわすことになっております。

内部被ばくは、先にご説明したとおり、取り込んだ放射能の強さに実効線量係数を掛けて算出します。外部被ばくの場合は、線量率といって、その瞬間の放射線の強さに被ばくした時間を掛けることで算出することができます。

放射線やそれを出す放射性物質は、もともと自然界に存在しておりまして、原発事故以前から、私たちはこの自然放射線を体に受けています。低線量の疫学データを解釈する場合には、この自然放射線の影響を考慮する必要があります。私たちが自然界から受けている放射線ですが、日本人の平均として1人当たり年間1.5 mSvというように計算されています。宇宙線や大地、大気などから放射線を受けておりまして、食品からも平均して1年間0.41 mSvの放射線を体に受けています。自然放射線の量は地質などによっても異なっておりますので、地域差があります。国内でも、最大で0.4 mSvの差があるというふうに言われています。食品に由来する放射線は、カリウム40という放射性物質から主たるものになります。

カリウムは、動植物にとって必要な元素でありまして、私たちの体や食品にも含まれております。この自然界のカリウムの0.012%程度が、放射性物質であるカリウム40になります。そのために、カリウム40は私たちの体にももともとありますし、この表にお示しいたとおり、さまざまな食品中に含まれております。この表の数字は1kg当たりでお示しておりますので、乾燥した食品に関しましては若干数字が大きく感じられるように表記されております。カリウムは健康を保つために必要なミネラルでありまして、もともと私たちの体にもカリウム40が含まれています。平均的な体重65kgの男性であれば、カリウム40などの自然界に存在する放射性物質を7,900 Bq程度持っているというふうに言われております。

放射線による健康影響の種類としては、大きく分けまして確定的影響と確率的影響というものがございます。

確定的影響というのは、比較的高い放射線を浴びた場合に私たちの体にあらわれる影響のことをごさいます。例えば高線量を一度に被ばくした場合の脱毛、不妊などがこれに当たります。確定的影響については、それ以下の値では影響が出ないという、しきい値というものが一般的にはございまして、例えば急性被ばくによる永久不妊のしきい値としては、男性では3,500 mSv、女性では2,500 mSvというふうに言われています。

確率的影響は、比較的低いレベルの放射線量での影響のことでありまして、発症の確率が線量とともに増えるとされている影響のことをいいます。その代表的なものが、白血病を含むがんになります。放射線によってDNAが損傷を受ける場合がございますが、先ほどもご説明しましたとおり、もともと私たちの体には放射性物質がありまして、放射線を出しております。これによる損傷を修復する仕組みがございまして、異常な細胞を排除するという仕組みも体には用意されております。この生体の防御能力によって、ほとんどの場合が、がんの発症までには至りません。しかし、ごくまれにこの修復が追いつかなくなっ

たときに、がん化する場合がございます。今回の福島の第一原発の場合は、この低線量での確率的影響を検討する必要があります。

続いて、本題であります食品安全委員会で行った食品中の放射性物質に関するリスク評価についてご説明させていただきたいと思えます。

初めに、食品中の放射性物質に関するリスク評価とリスク管理の取り組みについてです。食品安全委員会はリスク評価機関でございまして、リスク管理機関からの要請を受けて食品中の有害物質の摂取による健康影響を科学的知見に基づいて、客観的に中立公正な立場で評価を行うという機関でございます。リスク管理機関が、リスク評価結果に基づきまして、費用対効果や技術的可能性、また国民感情などを踏まえて、食品ごとの規制値の設定などリスク管理に関する施策を立案して実行しております。放射性物質については厚生労働省から評価の依頼を受けておりますので、ここには厚生労働省というふうにお示ししておりますが、農林水産省や消費者庁もリスク管理機関になります。

福島第一原発の事故の場合では緊急を要する事態であったために、リスク管理機関の厚生労働省は、原子力安全委員会の防災指針を援用いたしまして、平成23年3月17日に食品中の放射性物質の暫定規制値を設定しております。今回の放射性物質に関しては、事後的にリスク評価を受ける必要があったということで、3月20日に厚生労働大臣から食品安全委員会委員長に対して評価の要請がございました。これを受けて、食品安全委員会では臨時の委員会を開催してございまして、3月29日にその結果を緊急取りまとめをし、厚生労働省に通知しております。この主な内容は、ここにお示しした内容になります。

厚生労働省は、この評価結果を踏まえて、当面暫定規制を維持することとしましたが、放射性物質に関する緊急取りまとめは短期間の中でまとめたということもございまして、食品安全委員会では引き続き、低線量による発がん性などの検討課題を審議し、正式には昨年10月27日に評価結果を厚生労働省に通知しております。厚生労働省では、この評価結果を受けまして、専門家を交えて暫定規制値の見直しを行い、新たな基準値を設定し、この4月から適用をしております。

食品の健康影響評価に当たりましては、食品安全委員会では約3,300の国内外の文献について内容を精査しております。外国の国際機関の公開資料全てに目を通しまして、一般の科学論文についてまでも可能な限り収集をし、内容を精査しております。

文献については、被ばく線量の推定が信頼に足るかどうか、統計処理などの方法が適切かどうかといった観点から精査を行っております。

しかしながら、食品由来の内部被ばくに限定した疫学データが極めて少なかったことから、内部被ばくに限定することなく、外部被ばくを含んだ疫学データも用いて、可能な限り人体への影響ということで評価をしております。

国際機関におきましては、リスク管理のために、比較的高線量で得られたデータを低線量域に当てはめた幾つかのモデルが示されております。仮説には、直線しきい値なし仮説、低線量被ばくはより大きな影響があるとする仮説、しきい値があるとする仮説などがあり

ますが、異なった仮説のどれが正しいか検証することは、とても困難でした。そのため、被ばくした人々の実際の疫学データに基づいて判断することとしました。

評価の基礎となったデータは、基本的な研究の設計がしっかりしていて、被ばくした方との比較をする対照集団があり、データの統計学的処理、被ばく線量の推定が適正に行われているものを採用しております。

1つは、インドのケララ州というところがございしますが、そこではトリウムという元素を含む砂が原因で自然放射線の高線量地域があり、累積線量が500 mSv強であっても、発がんリスクの増加が見られないという調査結果がありました。高線量地域というのは、このほかにも、中国とかブラジルなどでもございまして、同様に明瞭な差がないという報告がございします。

次に、広島・長崎の被ばく者に対しての疫学データでございまして、白血病による死亡の推定相対リスクについて、被ばくしていない集団と比較した場合に、200 mSv以上では統計学的にリスクが有意に上昇し、200 mSv未満では有意差はなかったという報告がございました。さらに、広島・長崎の被爆者の固形がんに関する死亡のリスクを調査したもので、0から100 mSvの集団では有意な相関が認められませんでした。0から125 mSvの集団では、被ばく線量が増えるとリスクが高くなるということが統計的に確認されたという報告です。広島・長崎のデータは、厳密に被ばくの実態と以後の評価がされておりまして、10万人を超える規模のデータが集積されており、しかも50年という長さで継続的に調べられていることから、世界的にも信頼度が最も高いと評価されております。

次に、低線量の放射線が小児や胎児に及ぼす影響はどうかという問題がございしますが、このことについては精力的に論文の精査に当たっております。参考としたデータは、チェルノブイリの原子力発電所の事故で、5歳未満であった小児に白血病のリスクが増加しているというものでした。また、甲状腺がんについて、若年者ほど感受性が高いというデータがありました。しかしながら、これらの報告は被ばく線量の推定に不明確な点がございました。

さらに、胎児への影響についてですが、広島・長崎の被爆者で1 Sv、つまり1,000 mSvのかんりの高い被ばくをされた方については、知能の発達が遅れる児童の出生率が高いというデータが確認されましたが、500 mSv以下では統計学的に健康影響が認められなかったという報告がございました。

これまでのデータをもとに検討した結果、放射線による影響が見出されている値は、自然放射線、医療被ばくといった通常の生活で受ける放射線を除いた、生涯における追加の累積実効線量で、おおよそ100 mSv以上と判断をいたしました。

また、小児の期間では、甲状腺がんや白血病に関して成人よりも感受性が高い可能性があるという結論に至りました。

100 mSv未満の線量における放射線の影響に関して、疫学研究で健康影響が認められたとの報告もございしますが、被ばく線量の推定が不確かであったことや、がんはさまざまな

原因によって発生するため、放射線以外のさまざまな影響と明確に区別ができない可能性があったこと、さらに根拠となる疫学データの対照集団の規模が小さかったことなどから、生じる健康影響の程度が個人差のレベルに埋没してしまい、健康影響について言及することは困難でした。

以上のことから、「おおよそ 100 mSv」とは、この値を超えると健康影響が出るという値ではなく、また健康影響が出る、出ないという、安全と危険の境目でもありません。この値を超えると、健康上の影響が出る可能性が高まることが統計的に確認されたという値になります。

また、この値は、食品からの放射性物質の検出状況や食品中の放射性物質の検査データなどに基づく、日本人の追加的な実際の被ばく線量と比較すべき値であり、リスク管理機関が適切な管理を行うために考慮すべき値と言えます。

以上で食品安全委員会からの説明を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○司会者（消費者庁・影山） では次に、食品中の放射性物質の新基準値及び検査について、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課課長補佐 林修一郎よりご説明申し上げます。資料は 11 ページからになります。

○林（厚生労働省） 皆さん、こんにちは。今日は皆さん、ここにたくさんの皆様に足を運んでいただきまして、ありがとうございます。厚生労働省の林と申します。食品中の放射性物質の基準値及び検査について、できるだけわかりやすくご説明をしたいというふうに思っています。

今日の私の話ですけれども、基準値の設定の考え方について、そして今の検査体制について、そしてその検査で基準値を上回った場合にどういった措置がとられるかについて、そういう順番でお話をしたいと思います。

先ほど食品安全委員会からもお話がありましたように、当初、暫定規制値というものを決めましたけれども、今年の 4 月からは新しい基準値を定めて、これを施行しています。

暫定規制値とどこが違うかというと、新しい基準値は、暫定規制値と比べてもさらに長期的な観点から、より一層食品の安全と安心を確保するために設定しました。一番大きなポイントですけれども、食品から受けることが許される線量、1 年間に人 1 人が受ける放射線の線量を 5 mSv から年間で 1 mSv に引き下げて、これに基づいて基準値を設定したところです。基準値の具体的な数字というのは、飲料水だと 10 Bq、牛乳だと 50 Bq、一般食品だと 100 Bq、乳児用の食品で 50 Bq、こういう設定をいたしました。

この 4 つの区分を設けた理由について、まずご説明をします。

飲料水は、1 kg 当たり 10 Bq という基準値を設けました。その理由は、第 1 に水というのは、全ての人がたくさんの水を摂取されます。1 日 2 リットルぐらい、水だけで摂取を



されます。それから、WHO が 10 Bq という基準を示している、指標として示しているということがあります。3つ目に、水道水中の放射性物質は、これ、泥を除去するとセシウムが除去できますので、非常に厳格な管理が可能であるということで、飲料水は1つの別のカテゴリーを設けて、10 Bq という基準にしました。

次に、乳児用食品と牛乳ですけれども、食品安全委員会が、子どもの方は感受性が成人よりも高い可能性がある、こういう指摘をしたことなどから、子どもさんの摂取量の多い乳児用食品、それから牛乳、この2つについてカテゴリーを設けて、一般食品よりも低い基準値を設定しました。

そのほかの食品はあくくりの区分にして、食品、いろんな、肉の好きな人、パンの好きな人、いろんな好き嫌いがあっても、あるいはいろんな摂取量の差があっても、差の出ないような基準という考え方で、それ以外はあくくりにしました。

さて次に、基準値の根拠を、その考え方を年間 1 mSv という考え方にしましたというお話をしましたが、これはなぜかということです。

1つ目には、食品の国際規格を設定しているコーデックス委員会という委員会があります、国際的な委員会がありますけれども、ここの指標で年間 1 mSv をもとに基準値を設定するというようなガイドラインを提示しています。それはなぜかということ、さらに大もととなる国際機関で、年間 1 mSv よりも厳しい措置を講じて、それ以上、人が浴びる線量を低減するという事は達成できないので、これ以上厳しくしなくてもいいですよというように言っているということがあります。

それから2つ目に、食品はどんな食品でも、できるだけ合理的に達成可能な限り、汚染物質などを低く抑えようという考え方があります。合理的に達成可能な限りというのは、心配し過ぎて食べるものがなくなってしまっただけは困るということです。モニタリング検査を続けてきて、多くの食品からの検出濃度が時間の経過とともに相当程度低下傾向になってきて、1 mSv に基づく基準に引き下げたとしても、きちんと食料が確保できると、こういったこともあります。

先ほど食品安全委員会から、100 mSv 未満の放射線の影響というのは、科学的に確かめることができないくらい小さいというご説明がありました。このような評価とも、この年間 1 mSv という考え方は合致していると考えています。

次に、よくご質問を受けるんですけれども、放射性セシウムについての基準はあるけれども、なぜセシウムだけ見てればいいのかという質問をいただきます。

結論としては、それ以外の核種の影響も計算に含めた上で、測定が容易なセシウムを指標としているということになります。

詳しく見ていきますと、それ以外のいろんな核種を実は計算の上で考慮しています。事故で放出された放射性核種の中で半減期 1 年以上のものというのは、セシウムのほかストロンチウム 90、それからプルトニウム、ルテニウム、こういったものがあります。一方で、半減期が短い核種というのは検出量がどんどん減っていますので、この考慮の対象にはし

ていません。例えば、放射性ヨウ素は半減期が8日であります。1年で10兆分の1ぐらいになりますので、現在ではもう検出されなくなっています。

こうした核種の中で、セシウム以外は測定にも非常に時間がかかります。何日もかかるようなものもあります。そこで、全ての核種による人体への影響の中でセシウムからの影響の割合がどれぐらいかということを経算しました。例えば、19歳以上であれば、全体の影響の中でセシウムからの影響が88%ぐらい、それ以外の影響が12%ぐらい。こういったことがわかっていますので、そこから逆算して、セシウムを代表して測定することで全体の管理をしているということです。

ここから2枚、少し話が難しくなっていて恐縮ですけれども、年間1 mSv以下の線量しか受けられないよという考え方に基いて、これが一般食品1 kg当たり100 Bqという基準になるという、その考え方を紹介させていただきます。

まず、年間1 mSvのうちで、飲料水に割り当てる線量というものを計算しています。先ほど、飲料水は10 Bqに決めましたと申し上げましたけれども、これを1日の摂取量2リットルで掛けていきますと、大体1年に0.1 mSvぐらいになります。そうすると、残るのが0.9 mSvということになります。

次に、1つ仮定を置いていまして、日本の食品の全てが汚染されているということはありませんので、全ての流通食品の中に占める国内産の食品の割合をもとに、50%がその基準値のレベルまで汚染されているということがあり得るとして計算をすることにしました。次に、先ほど食品安全委員会のご説明にあった式と全く同じものですが、ミリシーベルトとベクレルを換算する式があります。1人1年当たりの0.9 mSvという線量を、この数字を年間の食品摂取量などで割り算をして、食品1 kg当たり放射性物質がこれだけあっても大丈夫という量を決めています。

こうして計算上求められた数字を限度値と呼ぶことにします。先ほどの式で限度値の計算を、ここにあるような年齢の区分、1歳未満、1歳から6歳、男女別、あるいは妊婦、こういった区分で行いました。

その結果、食事の摂取量が相対的に多い13から18歳の方の限度値が最も小さくて、1 kg当たり120 Bqというふうになりました。そこで、この120 Bqをさらに安全側に切り下げて、100 Bqというのを新しい基準値としました。

事前にいただいたご質問の中で、お子さんについてとても心配ですというご質問、ご意見をいただいていたけれども、ここで見ていただくと、1歳未満の限度値は今460 Bqというふうに出ています。あるいは、1歳から6歳でも300以上あります。こういった限度値であるけれども、これを切り下げて100 Bqという基準値を設けていますので、乳幼児では特にかなり余裕を持った、すなわち安全側に立った設定になっています。さらに、牛乳・乳児用食品の基準値については、100 Bqの半分である1 kg当たり50 Bqを基準値としています。これはお子様への配慮ということでございます。

具体的な「乳児用食品」、「牛乳」というのはどういう範囲のものかということは、この資料にお示ししていますので、関心のある方はご覧いただければと思います。

また、食品の基準値の適用の考え方で、食品にはさまざまな形態のものがあります。基本的な考え方としては、原材料であっても、それから製造、加工された後の状態であっても、両方で基準値を満たさなくてはならないという考え方としています。ただし、実際に食べる状態の安全を確保するということが重要ですので、一部の食品では実際に食べる状態をより重視する考え方を導入しました。例えば、乾燥キノコのように、乾燥食品で乾燥状態では食べないものについては、乾燥する前の原材料の状態と、それから水戻しを行った後の食べる状態で、基準値を満たしているかどうかということを考えていただくというようなルールにしています。

それから、幾つかの食品では経過措置期間を設定しました。米と大豆は1年1作の農作物であること、それから牛肉については冷凍保存されている牛肉があるといったことで、経過措置を置いています。ただ、多くのは6カ月ということで、まさに経過措置が、終わろうとしています。

さて、先ほどの計算の話が少し難しくなってしまったので、もう一度同じ話を逆からご説明をしたいと思います。

グラフは、仮に全ての一般食品の50%、それから乳児用食品などの100%が基準値上限まで汚染されていたとした場合、つまり一般食品だと100 Bqまで汚染されていたとした場合、それを1年間食べ続けたときに、どれだけの放射線を浴びるのかということグラフにしたものです。

内部被ばくについてどう考慮していますかというご質問がありましたけども、食品安全委員会からもご説明がありましたが、食品からの放射性物質というのは、食べた瞬間に浴びる量ではなくて、食べたものがその後、体にとどまっている時間、もしその食べ物が50年とか70年体にとどまっているのであれば、それだけの時間をかけて体に与える影響を全て足し算して、これを算出しています。

そうして1年間摂取した場合の線量がどれぐらいになるかということですがけれども、13歳から18歳の男子が最も高く、0.8 mSvぐらいになります。全ての年代で1 mSvよりは小さい。基準値を満たす食品であれば1 mSv までには行かないという結果になりました。特に、1歳未満あるいは1歳から6歳の乳幼児の線量はおよそ0.3から0.4 mSvということで、大人の半分以下になっています。新しい基準値を守れば、線量は1 mSv の範囲におさまるといこと、そしてさらに乳幼児については安全側に余裕を持っているということになります。

実際には、基準値上限ばかりの食品があるという状況は考えられません。むしろ、基準値上限の食品というのは非常に少ないですから、実際に受けている線量というのは、もっと小さいものになります。

昨年の9月と11月に、平均的な食生活での放射性物質の摂取量を推計するために、実際に小売の食品を購入して調査を実施しました。このような調査をマーケットバスケット調査というふうに呼んでいます。宮城県と福島県では、食品を買うときにできるだけ地元産のものを選んで購入をしました。この紺色の部分、資料だと濃い色の部分が、そこで購入した食品を1年間食べ続けたと仮定した場合に放射性セシウムから受ける線量をあらわしています。東京だと0.002 mSv、大体1 mSvのさらに1000分の2ぐらいということ。宮城では0.017 mSv、福島では0.019 mSvと、非常に小さい値でした。

一方で、紺色の上の黄色の部分、資料だと薄い色の棒グラフですけれども、放射性カリウムの摂取量を同時に測定したものです。自然の放射性物質であるカリウム40を測定した結果、大体、先ほどのご説明にもありましたが、0.2 mSv ぐらいになりました。放射性セシウムから受ける線量というのは、自然の放射性カリウムから受ける線量と比べても非常に小さく、またこういったばらつきの範囲、大きさに相当するような数字だったということでもあります。

比較できるように、日常生活を通じた線量をあらわした図を載せました。食品安全委員会からのご説明にもありましたが、私たちは日常の生活の中で、宇宙や大気、あるいは呼吸、それから一般的な食品から、平均で大体年間1.5 mSv ぐらいの線量を受けています。一方で、食品からの線量の推計、先ほどお示ししたような数字でありまして、食品からの放射性セシウムによる被ばくは、それまでの日常生活に比べても非常に小さい値であるということが言えると思います。

次に、検査についてご説明をします。

食品中の放射性物質の検査ですが、国がガイドラインを示して、実際には検査は都道府県が行っています。放射性物質の検査は、食品を実際に刻んだりすり潰したりして、そして機械に何十分あるいは1時間と入れて検査をしますので、全ての食品の検査をすることはできません。このため、検査は基準値を超えるおそれのあるものを重点的に行っています。

対象となっているのは、これまでに放射性セシウムの検出レベルが高かった食品、あるいは摂取量の多い食品とか、それから牛肉のように餌の与え方の影響を大きく受ける食品、出荷制限が解除された食品、そういったものに重点を置いています。

区域については、17の都道府県を対象としていますけれども、さらに地域を、県の中をさらに細かく分けて検査をするということにしています。

このガイドラインに基づいて、それぞれの自治体が生産品目を考慮しながら検査計画をつくって、検査をしています。

もう少し具体的に見てみますと、過去に複数の品目で出荷制限の対象となった左の7つの自治体では、より密に検査を、より頻繁に検査を行っています。例えば、過去に50 Bq以上の数字が、放射性セシウムが検出された食品については、より頻繁に行ってください

とか、食品によっても、より放射性セシウムが出やすい食品については、より頻繁に行ってくださいということをお願いしています。

右側は、過去に出荷制限の対象となったことのある都道府県、あるいはその隣接都道府県ですけれども、こういった都道府県でもそれぞれルールを決めて、これ以上の検査を行ってくださいということをお願いしています。

また、どのような牧草、餌を食べさせるかといった、飼養管理の影響を大きく受ける牛乳それから牛肉について、これも定期的にしっかり検査をしてくださいということを求めています。

水産物についても、1 kg当たり 50 Bq を超えるようなものが検出された品目について、週に1回ぐらい検査を続けていただいています。

放射線が食品から実際に出てくるのを検査するという機械を写真にお示ししていますけれども、微量の放射性物質の検査には大変な時間がかかります。2つの方法があって、1つ目、①は精密な検査ができるゲルマニウム半導体検出器というものをを用いた分析法です。これに加えて、②にありますように、より早く効率的に検査ができる、ただ正確性は少し劣るんですが、イオン化ナトリウムシンチレーションスペクトロメータ、こういう測定器を使った検査も導入をしています。

初めに食品を切り刻んで、そして量をきちんと測って、専用の容器に入れて、測定器の中で測定をしています。その結果について、それが例えばカリウムなのかセシウムなのか、そういったことを解析して、基準値に合っているかということを確認しています。

次に、その検査で仮に基準値を上回った場合にどういう対応をしているかということをお話します。

これは国の原子力災害対策特別措置法という法律に基づく措置ですけれども、基準値を超えている場合、その食品と同一ロットの食品については、まず回収、廃棄してくださいということになっています。さらに、検査の結果、汚染の地域的な広がり確認された場合には、先ほど申し上げた法律に基づいて、国から都道府県知事に宛てて出荷制限、すなわち出荷をとめるようにという指示をします。そして、その地域全体について出荷をとめるという措置が行われます。さらに、著しく高い値が出た場合には、家庭菜園、自分で栽培したものも含めて、食べないでくださいということで、摂取制限という指示がなされます。

出荷制限の解除についてもルールがあって、1市町村当たり1カ月で3カ所以上全て基準値以下であるという要件を満たすということが必要です。

現在の出荷制限の対象の品目です。最近高い値が出ているものが、特に太字で下線が引いてあるものですが、キノコであるとか山菜、それから水の、海の深いところにすむ魚であるとか、川魚であるとか。どうしてもこれは、その生産の場で管理ができないようなものが増えてきています。後から農林水産省の方から説明がありますけれども、

畑でつくり方をうまく工夫してつくれるものというのは、こういった対象になることは最近では少なくなってきました。

各自治体で実施された検査結果、全て厚生労働省のほうに集めていまして、厚生労働省のホームページでまとめて公表をしています。

検出下限値を一緒に公表してもらえないかというご質問を事前にいただいていましたけれども、この公表する際には、放射性物質が検出されなかった場合には検出下限値を記載するというふうにしています。

さて、この検査の結果の状況をざっとご説明をしたいと思います。後から農林水産省のほうからもご説明がありますので、簡単ですけども。

野菜については、当初比較的高い値が出ていましたけれども、だんだん、これ、下がってきています。

キノコは、秋に少しばらつきがあって、いろんな値が出ましたが、これも比較的下がってきています。

そのほかのものについても、最近では数字が比較的下がっている傾向にあります。

全体として、左側が発災直後の昨年3月、右側が今年の6月、右が毎月の数字の平均値とばらつきをあらわすものです。縦軸が放射性セシウムの量です。グラフは、左側の青色、資料だと薄い色が福島県、右側の濃い色が福島県以外の数字となっています。

それから、水産物や牛肉についても、最近では比較的数字が下がってきています。

穀類については、秋に収穫がされますので、ばらつきのあるデータが昨年出ていますけれども、今年しっかり見ていく必要があるというふうに思います。

今日、限られた時間ですので、大まかな概要でございますが、基準値の設定、検査体制、そして基準値を超過した食品の取り扱いということでご説明をいたしました。

厚生労働省のホームページでも、こうした情報を提供いたしております。食品中の放射性物質への対応というページで、対応の詳細や全ての検査データ、今日の説明会の資料あるいは議事録といったものを掲載していますので、是非ご参考にいただければと思います。

また、検査体制の整備についての支援について、ご覧のようなことを各省庁と連携して行っております。これからも引き続き取り組んでいきたいというふうに思っております。今日はご清聴ありがとうございました。

○司会者（消費者庁・影山） 次に、農業生産現場における対応について、農林水産省生産局総務課指導官 飯田省三よりご説明申し上げます。資料は25ページからになります。

○飯田（農林水産省） 皆さん、こんにちは。私、農林水産省生産局の飯田と申します。よろしく願いいたします。

本日は、農業生産現場における対応についてお話しさせていただきます。約 30 分間お話しさせていただきます。本日の内容でございますが、農林水産省の対応と、それから野菜から水産物までの品目ごとの対応、放射性物質の調査結果と生産現場での取り組みについてご説明をいたします。また、本年の 4 月から新しい基準値、100 Bq という一般食品の新基準値がございますが、これの検査結果についてもあわせてご覧いただきたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

農林水産省にとって一番大事なことは、基本としていることは、国民の皆様に安全な食品を安定的に供給するというところでございまして、これを最優先の課題として取り組んでおります。

こういう中で、放射性物質対策につきましては、福島県を初めとする関係都県、あるいは先ほど食品衛生法のお話がございました厚生労働省と連携いたしまして、基準値を超える食品が流通することがないように、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

品目ごとのご説明に入る前に、皆様との共通の理解をということで、このスライドを見ていただきたいんですが、農作物へ放射性物質がどのような経路で農作物を汚染するかというのを見ていただきたいと思います。

農作物への汚染経路は、大きく 2 つございます。事故直後に、スライドの左側でございますように、直接放射性物質が作物の上に付着したという汚染の経路でございます。2 つ目は、右側の放射性物質を根から吸収するというタイプでございます。

野菜を例に考えていただければ、わかりやすいかもしれません。まず事故後、葉物野菜に降下物が落下しまして、直接汚染をして、ハウレンソウのような葉物野菜が随分と汚染されて、基準を超過しております。その後、新たに作付されたような作物については、野菜であっても、農地に降下した放射性物質を根から吸収するという右側のタイプになろうかと思えます。

一方、例外的なものがございます。スライドの真ん中でございます。果実、果樹、それからお茶がこれに該当しますが、昨年の 3 月の時点で既に植えられているもので、そのとき降ってきた放射性物質が木の幹あるいは葉の表面に付着して、その後、実った果物あるいは新芽のお茶の中に、木の中を移行して汚染が出てしまうプロセスでございます。このスライドでは、転流という表現を使っております。

以上のことを念頭に入れていただきながら、品目ごとにご説明をさせていただきます。

まず、野菜でございますが、事故直後圃場に植わっていたハウレンソウなどの葉物野菜は、降下してきた放射性物質が付着して、広い範囲で暫定規制値を超える汚染が見られました。一方、7 月になって、真ん中のグラフですが、根から吸収するステージが変わると、野菜類の汚染は急激に減少しております。野菜類は根から吸収することが少ないものですから、去年の夏以降、暫定規制値である 500 Bq はもちろんのこと、100 Bq を超える今の基準を考えると、ほとんど見られなくなりました。

このスライドは、麦、それから果実、それからお茶の結果です。事故直後の3月の時点で植えられていた植物は、先ほど申し上げましたように木の幹に降下した放射性物質が付着して、木の中を通過して、果実やお茶に結果として出てしまうということがございました。中でも特徴的なお茶について見ていただきたいと思います。

果実とかお茶というのは根が深く張っておりまして、基本的には耕すことがございません。表面の汚染が根に到着するという事は、後ほど説明しますけれども、これもなかなか考えにくいところです。木の中を移行して、汚染が広がるというふうに我々は考えております。逆に言えば、今後新たな汚染が増えるというわけではございません。木の中に持っている放射性物質をどうやったら減らすかということになるかと思っております。

このグラフで、お茶は去年の結果でございますので、荒茶の状態です。現在は新しい基準の10 Bqという、1リットル当たり10 Bqという飲料水の基準で測っておりますので、その状態で簡単に比較はできませんけれども、10 Bqを超えるものは見つかりません。後ほどそれはご説明をさせていただきます。

このような状況の中で、生産現場でどのような取り組みをしたかということをご説明します。

まずは、放射性物質の低減対策をやることとございます。もう一つは、汚染されたものが流通しないように検査を徹底するという事にいたしております。

まずは、具体的な取り組みですけれども、農地の除染の方法です。表土を剥ぎ取るという、左側のスライドにございますけれども、農業に従事したことがある方でしたら、表土を剥ぎ取ることが、いかに大変なことかということはおわかりになるかと思っておりますけれども、それを丹念に、現場では一生懸命取り組んでおられます。

それから、右側のスライドは、表層の汚染物質を下のほうへ追い込むという、汚染物質を下層に反転させるという方法とございます。これはかなり効果がございます。下層の粘土質と結びつくことによって、汚染物質が表面に再びあらわれるということは少ないと考えます。

このような低減対策を行い、さらには肥料や、農業資材の取り組みを行っております。例えば暫定許容値という表現がございますけれども、400 Bqという暫定許容値を設けて、これを超えるような物質が、肥料が使われないように調査を徹底し、許容値を超えるものについては使用を自粛するというようなことでお願いをしているところでございます。

このスライドは、新基準値になってから、この4月以降の結果です。超過した品目は右側に記載したとおりで、汚染の原因がわかっているものもございます。例えば、ハウレンソウの場合、これは事故当時汚染された、べたがけ資材という合成樹脂製の覆いを事故後も大事に使ってしまっていて、資材の汚染がハウレンソウの汚染につながってしまったということがわかっております。また、アシタバだとかウメ、ブルーベリー、お茶、これらへの汚染がいまだに若干見られますけれども、これは多年草のアシタバ、それから果実につき



ましては除染が不十分ではないかと考えています。特に、ウメとかブルーベリーにつきましては、なかなか難しい面がございます。

お茶は、一番茶、二番茶ということで、今年の作柄の中から 10 Bq の新基準値超えは、1.8%という結果が出ておりますけれども、主産地でございます静岡、埼玉、神奈川では、基準を超えるものは1つも出ておりません。茨城、栃木、千葉、群馬、岩手のごく一部で基準値を超えるものが見られました。これらの地域はもともと出荷制限がかかっているところでございますので、出荷が解除できるかというチェックをしたところの結果です。したがって、これが市場に出回っているということではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、米に関してのご説明を申し上げます。

このグラフは、平成 23 年の米の調査結果です。17 都県で 3,200 検体を超える調査をいたしました。平成 23 年の段階ですが、新基準値でございます 100 Bq を超えたのは、福島県を含む 17 都県全体、の検査結果で 0.3%でございました。また、99.2%は 50 Bq 以下という結果です。福島県の結果だけ見ても、100 Bq を超えたのは 0.6%という結果になっております。これが平成 23 年の検査結果です。

一連の検査が終わった後、去年の 11 月に福島市で 500 Bq を超える米が見つかりました。ニュースでご承知だと思いますが、その後農林水産省は福島県と連携してどのような対応をしたかについて説明いたします。

1 つは、1 つの検体から 500 Bq を超えましたので、ほかにも 500 Bq を超えるものがないかということで、玄米から放射性セシウムを、全ての検体から全袋、それから全戸調査ということで緊急調査を行いました。さらには、今年の平成 24 年産の作付を行う上で、セシウムの高い米はどうして出たのか、さまざまな要因を解析いたしました。土壌の性質とか肥料のやり方、それから水の種類、周囲の森林の影響等々を検証したわけでございます。

これは、福島県における緊急調査の結果でございます。全袋、全農家の詳細な緊急調査を行いましたところ、高い値が出たところを中心にした米の検査でございますけれども、2 万 3,247 戸の全ての農家の米を検査したところ、それが左のグラフです。500 Bq を超えるものが 1 件見つかったので、詳細に調べたところ、さらにばらばらと見つかるのではないかと思ったところですが、38 戸、1%の検出でございました。さらに、100 Bq という今の基準で考えても、この地域に限定しても、福島県の汚染されている地域だけ見ても、97.5%が 100 Bq 以下という結果でございました。いずれにいたしましても、非常に限局的、局所的に高い値が出たということが実態でございます。

なお、平成 23 年米につきまして、生産者の不安、それから消費者の皆様方が不安を感じるということで、福島県の要請を受けて、100 Bq を超える放射性セシウムが検出された地域の米は市場に一切出さずに、ほかの地域の米と分離し、焼却処分をする予定でございます。

ここから2枚ほど専門的なスライドが続きます。どうして高い値が出たかということの分析をいたしました。

1つは、暫定規制値を超過した地域では土壤中のセシウム濃度が高いということは、わかっておりましたけども、その一方で、土壤中のセシウムが高いからといって、必ずしも高い値が出るのではないということもわかりました。ごく一部の圃場にしか、高濃度のお米は見られなかった。

このグラフですが、カリウム濃度と米に含まれる放射性物質の相関関係を調べたものでございます。

その結果、玄米の放射性濃度が高いところは、土壤中のカリウム濃度が低いということがわかりました。カリウムとセシウムは、作物にとって似たような動きをする。同じ元素ということで、似た動きをします。カリウムがある程度あると、セシウムは吸いにくいということがわかりました。逆に、カリウムが少ないところではセシウムが多く吸われやすいということが、要因としてわかったのです。

もう一つは、セシウムの高い値が出たところの要因として考えられるのは、山間の狭い規模の農地、水田でございまして、基本的には余り耕されない水田が多かった。これには2つございまして、耕さないということでセシウムが表層に残っている。もう一つは、根も耕さないものですから、土壌の表面にしか張らないという傾向がございまして。右側に稲の株を抜いたところがございましてけれども、おおよそ10 cm以内に根の張り、分布が見られます。根の張り方が浅いと、上のほうの濃度の高い放射性セシウムを吸収するという状況にあったので、高い値が出たのではないかということがわかってまいりました。

こういう結果をさまざま、分析をもとに今年度の取組みをいたしました。

平成24年産の作物の作付の考え方です。これは4月に政府として決定いたしました。平成24年の考え方は、平成23年産の詳細な結果をもとに、1つは作付を制限するところと、それから条件つきで作付をするところ、それからそれ以外の地域と、3つに分けました。

作付を制限したところは、今年の3月時点で警戒区域や計画的避難区域、これは当然、作業になかなか入ることができないということで、作付制限をしております。それから、平成23年度産の500 Bqを超える放射性セシウムが見られた地域は、平成24年産につきましても作付制限をして、作付できないということにいたしました。

2番目の条件つき作付のところですが、100 Bq から 500 Bq の値、範囲で見られたところにつきましても、事前に出荷を制限していただきます。それから、地域の米を全量管理していただいて、具体的には農地を除染するだとか、それからカリウムのような吸収抑制対策をしっかりと行っていただく、こういう対策を施していただいた上、さらに全部の袋を検査して出荷するという条件をしております。

それ以外の地域につきましても、平成23年の調査結果をもとに、全戸調査並みの濃度でやるところもございまして。これは②に隣接しているところは全戸並みの調査を行うなど3つのランクに分けて検査を行っております。

具体的に、これは現在作付制限をしているところです。スライドの太線の枠の中は、昨年の作付制限区域でございまして、今年も作付をしております。それ以外に、濃い黄色、お手元の資料ではよくわからないかもしれませんが、濃い黄色のところは500 Bq 超えの地域でございまして、ここは作付制限をしているところです。薄い黄色のところ、これは②に該当するところですので、条件つき、全量管理の上、全袋検査をやっていただく地域です。

これは全袋検査を行っている動画です。

一つずつ、30kg の出荷単位でもって検査をしております。

全袋、このように検査してございまして、ここでバーコードを貼付いたします。このように全袋にバーコードがあって、どこで生産されて、検査結果が幾つだったかということがわかるようになっております。これが全袋調査の様子でございまして。

これが平成24年米の現在の、9月21日現在の調査結果でございまして。全て基準値以下ということですが、これだと、ご質問にございましたように、みんな100 Bq 以下だということですが数字がわからないじゃないかというご質問がございましたけれども、50 Bq 以下でございまして。さらにホームページを見ていただければ、細かなデータが記載されてございまして、99%以上は検出限界以下という結果になっております。

次に、畜産物についてご説明いたします。

畜産物につきましては、まず調査結果でございまして、スライドの左側に原乳についての調査結果がございまして。3月の時点では放射性セシウムやヨウ素などで基準値を超えているものがございましたけれども、4月以降は全て50 Bq 以下ということになってございまして。

スライドの右側は牛肉の結果です。昨年、事故後、事故時に圃場にあった高濃度の稲わらを使ってしまった一部の農家で、500 Bq を超える牛肉が出ましたけれども、その結果、牛肉については全頭検査あるいは全戸の検査を一部の県で行ってございまして、今までに9万件を超える検査を行ってございまして。

他の畜産物につきましては平成23年度の結果です。

豚肉、鶏肉、鶏卵の結果ですが、基本的には外部で汚染された飼料だとか敷きわらを使用しない限り、輸入飼料の依存度が高いこともあり、ほとんど出ておりません。豚で若干検出がございましたけれども、これは外部の飼料を敷きわらとして使ったということがわかっております。

畜産物についての取り組みをご説明いたします。

ポイントは餌になるということで、基準値に対応した餌の管理を徹底するということが一番だというふうに思います。さらには、生産されて出荷されたものの検査体制に万全を図るという体制でございまして。

新基準値であります100 Bq、牛乳で50 Bq を超えないように、飼料の暫定許容量も300

Bq から 100 Bq あるいは 80 Bq というふうに下げて対応しているところがございます。そのほか、牧草地の除染だとか代替飼料の確保というものに支援をしているところです。

畜産物に関する取り組み、放射性物質の調査ですが、検査に関して言うと、今まで牛肉についてお話ししましたが、全戸調査を 4 県だったものを 7 県に拡充したり、それから牛乳につきましても検査や調査の頻度を増やしたというふうなことをやっております。

4 月以降については、この結果がデータでございます。

100 Bq の基準値を超えたのは、豚肉で 1 点、これは先ほどお話しした敷きわらの問題がございました。それ以外につきましては、超過するものはございません。

次に、林産物、キノコについてお話ししたいと思います。

残念ながら、特用林産物でありますキノコだとかタケノコ、コゴミ、こういうものの山菜は 4 月以降も新基準値を超えるものが出ております。管理が十分にできないということもございまして、原木シイタケについては管理がある程度できるにもかかわらず、超過しているのが現状です。山菜につきましては、山に自生しているものでございまして、一部タケノコも含まれますけれども、基準値を超えるものが出ているというのが春の状況です。

ただ、皆さんにご理解をいただくために、念のため申し上げておきますと、現在シイタケの 8 割は菌床シイタケでございまして、原木シイタケは 2 割ほど、2 割弱ということになっておまして、菌床シイタケの結果は、真ん中のスライドの状態でございます。

キノコに対するこの取り組みは、ポイントはキノコの原木の管理ということに尽きるかと思っておりますので、原木に含まれる放射性セシウムの指標値を 50 Bq にして、原木の取りかえを積極的に取り組んでいるところでございますが、なかなか需給のマッチングができませんので、原料の確保に苦慮しているところでございます。

今年の 4 月以降の検査結果です。

菌床シイタケでは基準値を超えるものはありませんけれど、原木シイタケでは相変わらず基準値を超えておまして、原木の更新が急務というふうに考えております。

最後になりましたが、水産物のご説明をいたします。

今年 8 月までの水産物の検査結果で、お手元の資料では白抜きのところが福島県の結果でございます。1 万 6,900 件以上の検査をやって、100 Bq を超過しているものが 2,000 件ほどございます。13% 弱もあって、多く見えますけれども、白い色の、今申し上げた福島県の実施した結果が入っております。福島県は、ご存じのように今も操業を自粛しておりますので、この基準値を超えたものが市場に流通しているということではなくて、試験操業の結果を含んでいるというふうにご理解いただきたいと思います。

水産物に対する取り組みですが、過去に 50 Bq を超えるような魚種あるいは主要水産物を中心に、生息域だとか漁期だとかを調査を行って、対象魚種の拡大、調査頻度を増やして強化を図っているところです。

具体的には、内水面の魚種と沿岸性の魚種、それから回遊性の魚種に分けて調査を区分してありまして、大もとは福島県の調査結果でございます。近隣の茨城県、宮城県でも、しっかり検査をする。魚種をグループに分けて、生態も考慮して検査を行っております。内水面というのは、なかなか難しい面がございますが、県域に分けて検査を行っておりますし、沿岸性の魚種につきましても、底魚なのか中層の魚なのか、あるいは上のほうにいる魚なのかを考慮しております。また、マダラだとかカツオ、サンマのような回遊性の魚種につきましては、それぞれの漁期を考えまして、魚群の移動や海流、海水温など、北海道から千葉沖まで漁場を各県の海域で細かく分けて、検体を採取しているところです。

ご質問の中に、生物濃縮を心配するご意見がございました。セシウムはほかのミネラルと同様に、一定期間を過ぎると体外に排出されてしまいます。生物学的半減期というのは魚にも適用されますので、長期間魚の体内にいるということとはございません。それでも、今までの調査結果では、最大濃縮 100 倍ぐらいにまでなるのではないかとということも言われておりますので、水産物の調査は今後も続けてまいりますし、それから海水のモニタリングというのも引き続き全力を挙げてまいりたいと思っております。

これは海面からの深さと、それから生息域の違いによって、放射性セシウムをグラフ化したものです。左のグラフが表層にいる魚で、イカナゴだとか、それからカタクチイワシの稚魚ですが、グラフの見方は、左から、事故後 4 カ月から 5 カ月のときに 100 Bq を超えているものがございましたけれども、現在はなくなっています。一方、真ん中のグラフは底にいる魚でございます。全体的には、右下がりにはなっているという見方もできるかもしれませんが、まだまだという状況です。それから、右側のグラフにつきましては、ミズダコだとか長期間基準値を下回っている魚種もございまして、下にずっと一本線になっておりますが、こういうミズダコなど長期間基準値を下回った魚につきましては部分的に、試験操業を行って販売できるようになったものもございました。もちろん、この販売に当たりましても、生の状態と、それからゆでた状態で検査を行って、全て検出下限値以下という結果をもって販売をしているという実態です。

出荷制限につきましては、先ほど厚生労働省からもお話がございましたが、これは見ていただければと思います。

自主規制。福島県ではミズダコなど一部の魚種を除きまして自主規制を、操業自粛をしております。近隣の他県でも放射性セシウムの基準値を超える、あるいは超えるおそれがあるもの、超えたことがあるアイナメなどの一部の水産物につきましては操業を自粛しております。茨城県でも、一部魚種を海域に分けて細かく規制しているところでございます。

最後になりますが、消費者への情報提供のあり方についてお話しいたします。

放射性物質の調査内容は、消費者の方にわかりやすくご説明するために、生産物を生産された海域別に分けて明確に表示するようにしております。これは今年の 5 月に八丈島の近海で漁獲したカツオが、福島県いわき市の小名浜港で水揚げされたところ、結果は検出

下限以下だったんですけれども、築地の市場で値がつかなくて、1 kg当たり 105 円という、通常は 1,000 円以上する魚種ですが、10 分の 1 になってしまったということがございましたので、情報発信の必要性を痛感いたしまして、産地表示を海域別に細分化したものでございます。時間を超過しました。申し訳ございません。

○司会者（消費者庁・影山） それでは、ここからは高知県と高知市の取り組みになります。

まず初めに、高知県の取り組み、食品中の放射性物質対策について、高知県健康政策部食品・衛生課チーフ（食品保健担当）松岡哲也よりご説明します。

○松岡（高知県） ただいま紹介いただきました県食品・衛生課の松岡と申します。今から県の取組みにつきまして、手短ではありますけれどもご説明のほうをさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、私ども、県という形で言っているんですけれども、実はこの放射性の基準というのは食品衛生法で決められています。ですので、食品衛生法に基づいた行政のほうを我々、行っているんですけれども、実は高知市さんは県下で唯一中核市という形になっておりまして、高知市さんのほうは高知市保健所を持っておりまして、食品衛生法上は独立した組織という形になっております。ですので、私のこれからのご説明は、県下でも高知市を除いたあとの全ての市町村での、私どもの行政という形でご理解いただけたらと思います。この後、高知市につきましては高知市の藤川主幹のほうからお話があると思いますので、対応のほう、よろしく申し上げます。

それではまず、私のほうから食品中の放射性物質の対策にということなんですけれども、まず食品の検査というのを高知県のほうではやっております。平成 24 年 4 月から毎月 10 検体、1 年間にわたりますので、合計 120 検体の食品中の放射性物質の検査を行うということになります。どういったものをやるかといいますと、前のほうにございますように、野菜で 24、あと穀類、これは基本的にはお米になります、あと果物、水産物、畜産物、牛乳、飲料水、それから乳児用食品として粉ミルクということで、大体食べるものが多いものを中心に、野菜なんかは一番多いですので 24 検体、そのあと果物、水産物等を多目に検査をするということを考えております。

実際、どういったようなことで検査をやっているかと申しますと、毎月、実際に 10 検体を一度にやるのがなかなか難しいものですから、毎月 2 回、1 回 5 検体に分けてやっています。検査機関としましては、高知県の衛生研究所のほうにゲルマニウム半導体検出器が 2 台ありますので、これを使って検査をやっております。検出下限値としましては、一般食品では 5 Bq、牛乳、乳児用食品、ミネラルウォーター類につきましては 1 Bq 以下ということを考えております。

検査フローとしましては、一定の場所のスーパーマーケット等で買いますと県内全域のものがわからないということがございますので、県域には5カ所の保健所がございまして、この各保健所に振り分けまして、県域全てのところから、皆様が食べられている一般流通食品を集めるというふうなことをやっております。そのまま衛生研究所のほうに搬入しまして、検査。検査結果のほうは、私ども食品・衛生課のほうに全て上がってきまして、私どものほうから、マスコミさん、それからホームページ等を通じまして公表という形をとってございます。

実際にどういったような検査かということになりますけれども、これは牛肉の実際の検査の方法をお示ししております。まずはサンプリングのほうで細かく砕いて、下にありますU-8、この容器が実は2リットル容器と180ミリリットル容器の大小2種類ございまして、こちらのどちらかの容器に詰めまして、全体を隙間のないように詰めるということがポイントというふうに聞いております。ビニールに入れまして、測定器に置きます。そして、検査器のほうを動かしていくという形になります。

これがゲルマニウム半導体の検出器の内部という形になるんですけども、これが非常に厚うございます。これなぜ厚いかというと、ここが鉛で覆われています。この検出器の全体像はこういったものですが、大体ここ、厚い鉛で覆われていますので、重さが約2t、それであとお値段のほうも約2,000万円程度1台かかる、結構高価な機器という形になります。

じゃあ、なぜこういったような鉛で覆われているかといいますと、非常に微量なものですから、外からの自然の放射線、これを拾わないようにということを考えておまして、これだけの嚴重な鉛で囲われた検出器というふうになっておることになります。

また、非常に冷却しないと使えないということで、ランニングコスト、電気代も非常にかかる機械ということになります。

あとの、お肉以外は、大体キャベツそれから牛乳などは、こういったような大きな容器のほうに入れてやります。やはり同じように中に入れてやると。

実際のデータ処理は、解析用のパソコンが附属して付いてございます。

その画面がこのようになっておまして、こちらのほうにセシウム、この1つのピークが各放射性物質のピークになっております。こちらがセシウム134と137という形になります。検出の能力が低いと、ここの山が非常に近づくと、これがくっついてしまったりして正確なデータが出ないという形になりますが、このゲルマニウム検出器については、こういった形でしっかりとしたピークがございまして、ちなみに、ほかのピークもありますが、これは自然放射線、先ほどからお話ししているようなものがまじってくるという形になります。

実際に、県の今までの4月から9月までの取組みなんですけれども、まだ9月の2回目のほうが行われておりません。この週末にやる予定にしておりますので、現在まで55検体の検査をしております。

この中でセシウムが検出されたものは、まずツバス、これがハマチの幼魚のようなものなんですけれども、そちらのほうの千葉県産のほうで 14.5 Bq、それから精米、お米のほうですね、宮城県産のほうで 5.5 Bq、調製粉乳の群馬県産のほうで 0.48 Bq という数値を今まででは実際に検出をしております。実際、いずれも基準値以下であったということです。これ以外は検出されませんでした。

これらのデータですけれども、いろんなところで私ども公表しております。県庁の私どもの食品・衛生課のホームページもございまして、あと食品以外にも、環境のほうの放射線、それからカツオ等の水産物、これは水産部のほうで検査をやっているんですけれども、そういったようなものも検査が出ております。ちなみに、カツオのほうは毎月 1 回、大体 5 匹か 6 匹を 1 つの検体として検査をしておりますが、今年度はまだ放射性セシウムが検出されたというデータはないというふうにお聞きをしております。あと、腐葉土なんかも、環境農業課さんのほうがホームページのほうで公表を行っております。

あと、高知市保健所さん、それから文科省さん、そういったようなところの検査データのほうもこちらにございますので、ホームページ等の検索のほうをお願いしたいと思います。

最後に、高知県の検査以外の取り組みとしまして、こういったような、まず正しい知識を皆様にお伝えしなければならぬというふうにお考えをしております。まずはリスクコミュニケーション、今回のほうも含めまして、今年度 3 回予定をしております。

1 回目は 7 月 23 日にもう既に終わっております。これにつきましては、やはり皆さん、子どもさん、特に学校給食についての関心も高いということをお聞きしておりましたので、まずは地域の専門家と書いてありますが、これは基本的に言えば学校給食の関係者さんのほうに集まっておきまして、まず 1 回目のこのリスクコミュニケーションをしております。これも同じく食品安全委員会さんのほうに来ていただきまして、お話を進めていきます。

第 2 回目が今日で、一般の皆様方。それから、第 3 回としまして、まだ細かな日程は決まっていないんですけれども、今年中にもう一回、各種のいろんな団体さんを集めて、講習会のほうを行いたい、リスクコミュニケーションを行いたいというふうにお考えをしております。

あと、各種講習会、県が主催する講習会等における情報提供。

それから、放射線に関する研修会、例えば今まであったのは、市町村さんのほうの教育委員会さん、そういったようなところが何とかやらせてもらえないかというふうなご依頼がありまして、それにつきましては全て講師のほうを派遣して対応するという形になっております。今日お集まりの皆様方の中でも、今後もっと詳しい、もっと身近にお話を聞きたいということがありましたら、私どものほうにご依頼をいただければ、可能な限り対応したいというふうにお考えをしております。



ちょっと短くなりましたけども、以上で県の食品衛生のほうの対応ということでお話をさせていただきました。どうもありがとうございました。

司会者（消費者庁・影山） それでは、最後の説明になります。高知市の取り組み、高知市の食品放射能汚染対策について、高知市保健所生活食品課主幹藤川洋一郎より説明します。

○藤川（高知市） ただいまご紹介にあずかりました高知市保健所の藤川と申します。県のほうからも説明があったと思いますが、皆さんにご理解いただきたいのは、高知市は中核市でございます。ですから、保健所、要するに食品行政だけは高知市のほうがしております。ですから、逆に言いますと、生産行政、要するに農産物の生産現場、畜産物の生産現場、それから先ほどカツオの定点での検査の結果とかということがありましたけども、そういった部分に関しては、高知市も含めて高知県さんがされています。このあたりがなかなかわかりにくい部分なんですけど、食べ物の、直接皆さん、消費者の方が食べる部分に関しては高知市の保健所がしておるということを、まず最初にご理解いただきたいと思っております。

その上で、高知市の取り組みですが、ほとんど高知県さんと重なる部分になります。1つは、まず食品を検査していくということになります。1つは、講習会。最後に、このような、今日のようなリスクコミュニケーションを開催していく。一応この3本、3つを柱として、高知市の放射性物質汚染に対する取り組みをしております。

一番違いますのが、食品の検査になります。というのが、先ほど県の写真で見ておりましたゲルマニウム半導体検出装置、約2,000万円します。これは残念ながら、高知市、持っておりません。高知市のほうは、厚労省さんですかね、最初のほうの国のご説明でありましたもう一つのNaIシンチレーションスペクトロメータというものを導入しております、これが実際には7月に入りました。現在、準備が終わって、これから独自の検査をスタートすることになっております。

当初、平成24年の高知市の、当然毎年いろんな食品の検査、取り組みに関しましては、監視指導計画というものを立てております。その中で、ちょっと少ない数なんですけど、当初は野菜等を30検体、加工食品を5検体。大体1日に検査できる量が大体5検体程度ですので、このような予定をしておりました。現在、独自の機械が入りましたので、これをちょっと上方、もう少し多い数を、県の数に恥ずかしくないような数に変えるように今策定し直しております。

現在までは、高知市の機械がまだ動いておりませんでしたので、高知県の衛生研究所さんの協力を得まして、食肉4検体、野菜3検体、水産加工食品1検体の8検体だけが、高知市独自として検査が済んでおります。全て違反のものはございませんでした。

なお、これらの結果につきましては、全て高知市のホームページで公表しております。また、皆さんにいろいろご理解していただきたいし、問題提起の意味で、それぞれの食品に含まれておる、当然セシウムに関しましては1検体を除いては全て検出限界以下でしたけども、その食品のカリウムによる放射線の値についても公表しております。是非とも高知市のホームページから見ていただけたらと思っております。

実際、これは全て皆さんのお手元に資料がありますので、後ほど見ていただけたらいいんですけども、今回高知市のほうで導入しました機械の詳細です。先ほど県の機械が2tということをおっしゃっていましたが、高知市の機械は500kgです。大体これが感度の差だと思っただけだと思っております。結局、鉛の厚さの差です。ですから、皆さんが思っている以上に放射能は身の回りにありますので、それをいかに遮蔽するかが感度にかかわってきます。

続きまして、講習会です。これは依頼のあった講習会、それから高知市が主催します講習会で、今年度に関しましては、放射能問題に関しましては全てできるだけ説明させていただくようにしております。また、依頼を受けましたら、消費者の方々、もしくは当然行政の中でも、教育委員会さんから栄養士さん、それから養護教師の方々、それから調理員の方々、それぞれに対しての講習会等を実施しております。また、高知市内のグループで要望がありましたら、市の保健所のほうに申し出ただけだありがたいです。

最後に、リスクコミュニケーションですが、県・市共催でしておりますので、県の説明と同じになりますが、共催のやつは3つ目ですね、地域の消費者団体と共催した意見交換会ということで、高知市内を中心として、当然市外の消費者団体の方もおられるんですけど、11月に開催を予定しております。現在、その準備を進めておるところになります。

高知市独自のリスクコミとしまして、高知市が独自に入れました機械のほうを活用したリスクコミュニケーションのほうを11月のリスクコミ以降、ですから12月以降にまた計画をしたいと考えております。市のホームページもしくは広報紙等で皆さんにお知らせしたいと思っておりますので、是非ともそういったのを見られましたら、興味ある方のご参加をお願いしたいと思います。

時間が押しておりますので、雑駁とはなりましたが、高知市の取り組みです。

以上となります。どうもありがとうございました。

○司会者（消費者庁・影山） それでは、ここで約10分間の休憩をとりたいと思います。前と後ろにそれぞれ時計がありますけども、15時30分に再開いたしますので、それまでに席にお戻りいただければと思います。

休憩時間を利用して、アンケートのご記入にご協力をお願いします。

○司会者（消費者庁・影山） それでは、時間になりましたので、再開いたします。

これからは質疑応答、意見交換会の時間となります。壇上には、先ほど講演しました5人が登っております。ご質問のある方は挙手でお願いしたいと思います。

本日ご参加いただけなかった方のために広く情報をホームページ等で公開するために、所属とお名前を申し上げていただければと思います。名前に不都合のある方は、ご所属だけでもおっしゃっていただければと思います。

注意事項ですけれども、まず挙手をいただいて、私のほうで指名いたします。そこにマイクをお持ちいたしますので、所属と、できれば名前もおっしゃっていただければと思います。できるだけ多くの方にご質問や意見をお伺いしたいと思いますので、質問や意見は簡明にお願いします。回答者も簡単に回答をお願いします。

それでは、意見交換会、質疑応答を始めたいと思います。

ご意見、質問のある方、挙手お願い。

それでは早かった、前の白い服の女性の方。

○質問者A グリーン市民ネットワーク高知の外京といいます。グリーン市民ネットワーク高知では、疎開ママさんを支援しています。それで、先ほどまでいたんですけど、お子さんのお迎えなんかで早々に帰らなきゃいけないお母さんたちのかわりに、質問を2点したいと思います。

1点目は、17都県の生産されたものは、これまでいろいろ高いデータが出ているので、それは検査するということだったんですが、全量検査ではないですよ、と伺いました。ということは、全量検査しない、検査していないものが今高知県で盛んに流通しているわけです。それは比較的安い、スーパーなんかでも売られています。どこそこのキャベツだとか、どこそこのブロッコリーであるとか、そういうものが給食の食材にまぎってしまうということを疎開してきたママさんたちが非常に心配しています。もし、検査から漏れたものでデータの高いものが給食にまぎった場合、どうしていただけるんでしょうかというのが1点目。

それから、2点目は、ヨーロッパの放射線リスク委員会でしたっけ、ECなんとかというところは、外部被ばくよりも内部被ばくのほうが600倍以上リスクが高い、これは飛程が放射線核種の飛程の短いアルファ線、ベータ線核種のものが体の中に入ったときに、非常に大きな障害を体の中に及ぼす。そういう意味で、非常に大きなリスクがあるということを言っています。それなのに、セシウムだけで代表の、その指標として測るということに、私たちは非常に危機を感じるんですが。子どもたちの食材として牛乳だとか、それから、今まで調べたところによると、牛乳は大体県内産のもの、四国産のものを使っているということがわかったんですけど、そうじゃないものが、例えば脱脂粉乳がパンに使われている。小麦も、国内産小麦というと、大体東北のものが多いですよ、ナンブコムギとか。そういうものが食材にまぎってくる危険性が非常に高いので、私たちはいいんですよ、だけど幼い子どもたちの、幼稚園、保育園の給食の食材にそういうものがまぎって

るという、そういうリスクをどういうふうにカバーしていただけるか、その2点をお聞かせください。

○司会者（消費者庁・影山） 質問、2点ありました。

17都県の生産物についての検査、これは全量検査されていないという話です。高知県で実際にそういうものについて、給食の取り組みがどうなされているのか、漏れたものについて含めて回答いただく。

2点目について、内部被ばくの健康影響についての問いです。セシウムだけということで、先ほど説明にもありましたとおり、放射線核種、寄与率を掛けて5核種を測っております。その辺も含めて、食材についての内容について、基準の決め方について、これは厚労省のほうからということによろしいですか。

では、まずは高知県さんのほうからお願いします。

○松岡（高知県） まず、学校給食に対して、17都県から入ってきているということのご質問ということなんですけれども。基本的に、私、教育委員会の人間ではないですけれども、まず検査というものを9月から学校給食の検査、放射性の検査というのは開始されているというふうにお聞きをしております。県内3カ所で毎週やるという形でお話を聞いておりますので、学校給食についても検査のほうは始まっているということになると思います。

ただ、あとの食材の云々ということの細かいところになりますと、ちょっと私のほうでは答えにくい部分がございます。今日、教育委員会さんのほうも、担当のチーフさん、それから担当さんが来られてますので、そちらのほうから直接聞いていただいて構いませんですかね。ちょっとお待ちいただきます。

○質問者A すいません、学校給食は割とね、学校給食安全会というのがあるから、いいんですよ。幼・保なんです。幼稚園、保育園、それは手つかずなんです。それはもう新規の業者に任されてるんですね。その園なりに任されているので、そこが問題なんですよ。しかも、学校給食だって、3つだけで、ピックアップして3つ、3カ所だけやるわけでしょう。だから、トータルに、その辺をどういうふうに縛りをかけていくか、どうやって安全を保つかというふうな、行政は、政策は、県の場合、高知市の場合、ないと思うんですが。

○松岡（高知県） まずは、まずは学校給食の話から、まず1つ進めさせていただいて構いませんですかね。

そうしたら、すいません、教育委員会さんのほうから少しそのあたりのお話をお願いします。

○高知県教育委員会 高知県教育委員会事務局スポーツ健康教育課沖本と申します。よろしくをお願いします。

文部科学省の学校給食モニタリング事業というものがあまして、県下3カ所、これは週、1週5日分の食材を週1回検査するという流れで、毎週行っております。その週の結

果についてホームページで報告を公表しているものです。子どもさんが召し上がった1食全体についての検査値となっておりますので、今のところは食材一つ一つということではないですけども、食べたものについての結果についてある程度の確認をしているところです。

以上です。

○飯田（農林水産省） 農林水産省から1つ、追加で説明させていただきます。日本全国に流通している食材についてご心配されているんだらうと、高知県に限らず全国的な問題として捉えているんだらうと思います。全量検査しているのは、誤解があるといけないのでお話ししておきますと、米だとか牛肉の一部、ごく一部で全量検査しているものでございまして、全体のを全量検査しているということではございません。これはあくまでも抽出的なサンプリングによって検査して、全国の自治体の協力も得ながら、あるいは農林水産省も全力を挙げて、水産庁等も全力を挙げて検査をしているところです。全量検査は、物理的にも無理ではと考えます。この検査は基本的には破壊検査ですので、全量検査をすると、それこそ食べるものがなくなってしまうのではないかと思います。過去に50 Bqを超えるようなものがある食材については、徹底的に調査することにしておりますが、それ以外のものにつきましては定期的な検査にならうというふうに思います。

○司会者（消費者庁・影山） はい、厚労省はいかがでしょう。

○林（厚生労働省） 厚生労働省からは、給食とか特定のものについての具体的なお話は難しいんですけども、全体として、どういう仕組みで安全を確保しようという考え方でやっているかということをお話したいと思います。

今、ご質問いただいて、大変にご心配されている方がいらっしゃるということ、改めて私も感じました。今日ここに来る機会をいただいて、本当によかったなというふうに思っています。今お話ししましたように、米で全量検査ができるのは、その袋の形が概ね同じであるとか、そういう非常に整った条件で、たまたまあのような機械が開発されて、できているということです。全ての食品について全量検査するということは、今申し上げましたように到底できないものでございます。そういった中で、できるだけ検査体制を拡充していくということが、まず基本にあります。

その上で、どういう点、どういう方法で安全を確保しているかということをも2つの点から申し上げたいと思います。

1つには、検査の体制の問題ですね、検査の体制をきちんととって、そしてさらにその検査値が高く出そうな、出るということが地域的に続けば、それを地域全体でもう出荷をとめると、こういった厳しいことを行って、基準値を超えるものができるだけ出回らないようにするというところを行っています。また、県に全てお任せするというのではなくて、国としても実際に流通している食品の抜き打ち検査のようなものを行って、検査を、県で検査を全てしているわけではないですけども、実際出回っている食品の中で基準値を超えるようなものが実際にどのくらいあるのかということも、また別にモニタリングをして

いて、実際にその抜き打ち検査では基準値を上回るものは出てきていないということがあります。そういった形で検査をしっかりとやって、基準値を上回って流通されるものが出ないようにしていくという努力が、まず1つあります。

もう一つの観点は、皆さんが1年間にいろいろなものをたくさん食べられる中で、たまたまごく一部のものに放射性物質が基準値を超えて出ていたとしたら、それが本当にどれくらい危ないのかという観点です。1年間に1 mSv という一定の基準値、考え方をとっているというお話をいたしました。実際には東京では1年食べたとして0.002 mSv ぐらいの放射性セシウムが出ているという状況でありますので、仮に皆さんが食べられる食品の中で幾つかのものが放射性物質の基準値を上回るというようなことが仮にあったとしても、1年間でいろんな食品を満遍なく食べていただくことで安全が確保できる。そういう側面もあるというふうに考えています。

○司会者（消費者庁・影山） はい、よろしいですか。

では、ほかにご質問、意見のある方。

後ろの女性の方。

○質問者B 一般の主婦です。福井と申します。東北の方には申し訳ないんですけども、茨城とかあちらから来たものは一切、一応表示されているものは使ってないんですが。高知県、地産地消で高知県とか高知市内でつくっているものを食べていけば、放射能は大丈夫とっててよろしいでしょうか。小さい孫がおりますので。単純な質問なんです。

○司会者（消費者庁・影山） 高知県のものが安心で、放射性物質があるかどうかという確認ということでよろしいですか。

○質問者B はい。

○司会者（消費者庁・影山） では、高知県さんのほうに。

○松岡（高知県） まず、その指標としまして、空間放射線量、それから放射性物質の降下量等を測定しております。それについては、通常の数と変化ございません。そういったことから考えれば、高知県内に外から降ってくるようなものというものに関しては、非常にごくごく、あってもごくごく微量であろうと、まずないであろうというふうに考えています。

また、私どものほうの検査のほうも、県外産、それから県内産、県外産は大体17都県をターゲットにしておりまして、あと県内産もそれにあわせてやっておるんですけども、県内産のほうからは放射性物質、セシウムは一度も検出されたことがございません。そういったことを考えれば、今後もいろんなデータを積み上げていく必要があるかと思えますけれども、今の時点では安全性は非常に高いものではないかというふうに考えられると思います。

○質問者B はい、ありがとうございます。

○司会者（消費者庁・影山） 県内産のものは大丈夫、安心だということで。

では、ほかに。

はい、女性の方。

○質問者C ほかの件でもいいですか、今の件ですか。

○司会者（消費者庁・影山） はい、別のご質問を。

○質問者C 構いませんか。

○司会者（消費者庁・影山） はい、どうぞ。

○質問者C 介良の浜田です。私、非常に不勉強で、今日、説明の中に、米一袋、これがそのまま機械を通して、放射線量が出ると。あんなことが、例えばキャベツ1個入れて、すぐに出ないのか。あるいはカツオ、このカツオ、大丈夫かしら、私たちはこれからのカツオというのは大変心配をするわけですね。それで、このカツオ大丈夫なの、このカツオをこう通して、測る、そういう機械というのはないのでしょうか。

あるいは、もう一つは、検体を調べるのにどれぐらい時間がかかるのか。私たちは日常生活している中で、例えば量販店で物を買う。そのときに、先ほどちょっとあったんですが、県外産がある、これ、安いし、買いたい。けど、これ、大丈夫かしらと、子ども、私たちは年寄りですから、何を食べようとも、あとは少ないですので、何の心配もせずに買い物しているんですけど、小さい子どもを持っている家庭というのは、やはりそれで躊躇をするんじゃないかと。そんなら、量販店でそういう心配なときに、何とか測れる方法はないのか、そこのあたりお聞きをしたいんで、本当に初歩的な質問ですが、よろしく願いします。

○司会者（消費者庁・影山） はい、ではまず検査は、農林水産省の動画のものをご覧になって、その仕組みのものが普通にあるかどうか。あの機械自体が高価なものということもあって、あと今後の技術革新ということもあります。そのあたり、検体があのようにスムーズに時間がかからずに行くということは、今後可能かどうかということ、技術的な話です。もう一つ、検査の時間、簡単に検査ができる方法がないかどうかということですね。2点、はい。

○飯田（農林水産省） 先ほど厚生労働省からもお話しさせていただきましたけども、お米の一袋の形を全て統一し、重量や密度を一定にした上で検査しているから、あれができるのであって、それも半年以上の開発期間をかけて開発した機械です。それがほかの食材に適用できるかという、これは形が全て異なるものについては難しいと私は思っております。それから、時間については、準備が整えば、これは1分もかからないでできる、大変優れたスクリーニングの機械です。

○林（厚生労働省） 普通の検査、どうやってやっているか、県のご説明の中に写真があったと思いますけれども、食品を1kgぐらい買ってきて、それを刻んで、非常に均一な状態にして、そして同じ、決められた、全く同じ形の容器の中にぴったりと線まで詰めて、それで、そこから30分とか1時間、そこから放射線が出てくるのをじっと待って、機械の中で、その鉛の遮蔽した容器の中で測るということをしています。

お米でその検査がスムーズにできるのは、何度も言っていますとおり、その袋が全部同じ形で、そして量が非常に大きいというようなことが、いろんなよい条件が整ってできているということです。ですので、またあの機械も非常に高価です。皆さんが今、皆さん恐らくここにいらっしゃる方のたくさんの方は、私の家で買うものを測ってほしいと思っていらっしゃると思うんですけども、そういったことに対応することは残念ながら今はできない状態ですので、代表して都道府県が検査をするということで対応していくということの基本にしています。

○質問者C もう一個、質問。

○司会者（消費者庁・影山） では、手短にお願いします。

○質問者C そういう機械というのは、まだ開発をされてないということですか、日本で。

○林（厚生労働省） そうです。

○質問者C それとも、高いから買えないということですか。

○林（厚生労働省） したがって、まず、ある機械というのは、全く同じ容器で、すり潰したものを時間をかけて測るという機械はあります。それは、ただ非常に高価です。さっきおっしゃったような、カツオ、どんなカツオが来ても、それを入れればいいというような機械はまだ開発されていません。

○司会者（消費者庁・影山） では、その後ろの方。はい、お願いします。

○質問者D 演者の皆様にはご丁寧な説明いただきまして、ありがとうございました。高知県立大学の川村と申します。質問ではなくてお願いですけれども、データの表示をされるときに、食品の分類の仕方が各省庁によって違っていています。例えば、穀物だったり米だったり、米も玄米であったりしますので、玄米なのか精白米なのかによって多少違ってくると思うんですね。それから、野菜にしても、一般野菜とか野菜だとかありまして。専門的にはいろいろありますけれども、共通した食品群の分類をして、表示をしていただきたいというふうに思います。

それで、今後、内部被ばく等のデータがなかなかないということもあって、いろんなデータの蓄積を今しておられると思うんですけども、私たちは省庁間の壁ではなくて、暮らしの中で、例えば大気、それから海水、土壌の、これは東日本だけではなくて、日本全体を含めて、世界の中でどういうふうな放射能の推移が、3・11以後あるかと。その中で、食品、食品もそれぞれいろんな、十数の分類に分けられているんですけども、それがどのように推移をしているかということを系統的な発表をしていただきたい。

それから、データも、数は何万件だとかということが今なされていますけれども、ひょっとしたらハウレンソウばかりになるかもしれませんし、地域によって種類が異なると思うんですね。ですから、是非使う用語の統一性だとか、そのあたりを明確にしてご発表いただきたいというふうに思います。お願いでございます。

○司会者（消費者庁・影山） ありがとうございます。意見として承ります。

では、ほかの方。



では、後ろの女性の方、真ん中の方です。

はい、どうぞ。

○質問者E 高知市内の松岡と申します。ただの一市民であります。私は、疑問というか、よくわからないがゆえに言うのでありますが、この基準全ての話の基準がkg当たり 100 Bqということになって、そのことでお話がありました。この 100 Bq についての説明があったのですが、これでも危ないというような資料等々は、文献等々はなかったのでしょうか。ソビエトの乳児の数値なんかを見ると、50 Bq 以下になっています。昨年度は 500 Bq でもよかったと、今年は 100 Bq でやると。ただの市民としては、どこをどう信じてよいのか、正直言ってわかりません。ただ、願いとしては、限りなくゼロに近づけてもらいたい。今後、この基準をさらに見直していくというような、そういうふうな思いは食品安全委員会のほうにはないでしょうか。

○司会者（消費者庁・影山） 基準値の設定ということになりますので、厚労省。文献という意味では食品安全委員会ですね、お二人、お願いします。

○林（厚生労働省） 基準値の設定において、もっと、できるだけ低い基準にしたほうがいいのではないかというご趣旨だというふうに思います。まず、そもそもの話としてお話をしないといけないのは、食品を扱っている者として、リスクを完全にゼロにするということは、これはどんな食品であっても、どんな汚染物質であっても、そういうことはなかなか難しいという考えが、まず根本的にはございます。放射性物質のことが非常に脚光を浴びていますけれども、農薬であったり、いろんな重金属であったり、いろんな汚染物質がある中で、リスクを完全にゼロにするという考え方で取り組んでいくということは行っているわけではないということはあると思います。これは食品の分野に限ったことではなくて、皆様が生活されている中でいろんなリスクがあります、そういったものとどうつき合っていくかという観点で、いろんなリスク、いろんな危険をできるだけ避けながら、小さくしながら上手に生きていращやるとということと同じ考え方です。

その上で、今回 1 mSv という基準を設定していますけれども、これは私たちが安全だと感じるラインということですので、十分に安全だというふうに考えていますし、そしてまたその 1 mSv という考え方をもとに 100 Bq という基準を設定していますが、それを目標にみんな頑張っていて、実際の食品に含まれている線量というのは、放射性物質というのはもっともっと少ないレベルまで今管理できるようになってきたということですので、今の状況で日本の中でいろんなものを食べていくということについては、普通に一般的に使う意味での安全ということは十分に満たされているのではないかとこのように考えています。今後、基準値を見直していくということは今考えていませんし、そうしなくても十分に安全が確保できているというふうに考えています。

○間渕（食品安全委員会） 追加の線量として 100 mSv という数値を食品安全委員会のほうが提示をさせていただいたことに対して、その数値の見直しがあるかという、評価の見直しがあるかというお話だと思うのですが、チェルノブイリに関しましても、もう事故が

起きてから 25 年経過しておりますし、広島・長崎の原爆に関しましてはもう 50 年以上、それ以上たっております。最近になって、低線量の被ばくということに関しても、いろいろな情報や、新しい知見が上がってきておりますので、全く再評価を今後しないということではなく、また新たな知見がどんどん集積し、再評価するべきであるというときが来たときには、また評価をすることがあるというふうに食品安全委員会では考えております。

○司会者（消費者庁・影山） よろしいですか。

では、後ろの女性の方。

○質問者 F いろんなことから。

○司会者（消費者庁・影山） はい。

○質問者 F いろんなことからわかったんですけど、和歌山のヒ素入りカレー事件がありましたよね。あのことに関して、「四人はなぜ死んだのか」という本を三好、三好、ちょっと忘れちゃったんですけど、15 歳の女の子が、本に書いてあるんですけど、そこに、ある先生が心臓を放射線で検査するときに、タリウム 201 を使って、それで縛られた状況にあるって、患者さんから話が来たらしいんですよ。自分が検体になって、受けられましてね。それでね、ツヅラフジとかね、これ、野草なんですけど、それが体の中に核崩壊で、201 の放射線を受けると、核崩壊で水銀がたまるというんですよ。そうすると、心臓、消化不全が起きたり、呼吸不全が起きたり、酵素と結託して。だから、それを解くのに、いろんな農薬とかの害を防ぐのに、ツヅラフジがよく効くと。それから、コリアンダーというハーブ。

○司会者（消費者庁・影山） もう少し、すいません、簡明にお願いします。

質問を。

○質問者 F はい、うん。ハーブなんかがよく効くと、そういうことをね。

それから、広島に、「長崎原爆記」というのを書いた秋月辰一郎さんというお方がおられるんですけどね、その一人一人何人もの人の体験を書いて集めた中に、どこどこ産のブドウ酒が体内被ばくを消すと、多分微生物だと思うんですけど。それで、中心部に、チェルノブイリで活躍した方が、六十何歳まで生きてた。そういうことが文藝春秋に載ったし、それからその秋月辰一郎さん。

○司会者（消費者庁・影山） すいません、ご意見ということで。

○質問者 F いや、ご意見というかね、みんなのいろんな、体がおかしくなったときにね、被ばくでなった場合に対応策として、そういうことを覚えとかれたらいいと思って、ちょっと言わせてもらっているんです。

それで、もう一つね、「長崎原爆記」に載っていたんですけど、物すごい、42 度の熱があつて、何日も続いて、髪の毛が抜けて、紫色の斑点ができた状態でね、奥さんが葬式の用意してくださいって大家さんに言いに行ったらね。アフリカ産のサイの角を粉末にして飲んだらね。20 年も生きてたと。起死回生みたいな、放射能に対する対応のものであるということね。

○司会者（消費者庁・影山） はい、わかりました。ありがとうございます。

○質問者F そういうことをちゃんと覚えとくと。

○司会者（消費者庁・影山） 皆さん、情報を共有していただいて、ご意見として承ります。ありがとうございました。

では、ほかの方。

はい、では、こちらの真ん中の方、はい。

○質問者G 一般の主婦です。内閣府の間瀬さんですかね、間瀬さんの説明と、それから林さんの説明で矛盾があるような気がして、ご説明を伺いたいんですけど。

資料の9ページに食品健康影響評価の結果の概要、「小児の期間については感受性が成人より高い可能性がある」という文言がありますが、先ほどから質問されている方も子どもさんのことについて大変心配されているようなんですが。それに対し、15ページの基準値の計算の考え方、これで、「乳幼児にとっては、限度値と比べて大きな余裕がある」ということで、限度値が大人に比べてすごく高くて、ベクレル、460 Bq に1歳未満はなっています。これは、こっちでは小児の感受性が高いというのと何か矛盾しているように思うんですが。

その説明と、もう一つ、構いませんか。子どもがかつおぶしが大好きで、もうかつおぶし、かつおぶしと言ってるんですが、かつおぶしを是非定期的に、カツオは、かつおぶしになるカツオの検査と、それから酒盗の、カツオの内臓ですけど、酒盗の検査をしたことがありますでしょうか。していないようでしたら、是非定期的にお願いたいんですが。これ、高知のお土産ですし、やはり安心感があると思うので、ちゃんと調べているということをちゃんと公表したほうがいいと思いますけど。

○司会者（消費者庁・影山） はい、では。

○林（厚生労働省） ご質問ありがとうございます。資料も大変よく読んでいただいて、感謝申し上げます。私の資料の15ページで、1歳未満の限度値、計算した限度値のほうが大人よりも大きくなっているけれども、感受性が高いんだったら、本当は小さくなるはずなんじゃないかというご質問でした。

これは、感受性のことだけが今話題になりましたけども、この限度値、すなわちもともなるのは実効線量係数というのが年齢によって違っていることから来るんですけども、これにはさまざまなものが勘案されています。1つには、食べる量があります。お子さんのほうが当然食べる量は少ないということが大きく影響しています。それから、これは核種によるんですけども、排せつされるまでの時間があります。セシウムであれば、1歳未満の方のほうが大人よりもずっと早く排せつをしていくということですので、同じ放射性物質の量を食べても、その放射性物質が体の中で出す放射線、体の中にいる間に、ある間に出す放射線の量が、排せつが早いほど少ないというようなことが勘案されます。

そういうことを計算していくと、限度値、計算した限度値が大人よりも1歳未満の方のほうが大きくなっているということがあります。したがって仮に、感受性の部分、まだわ

からないところがあったりして、もう少し1歳未満の方の感受性が高かったというようなことが仮にあったとしても、その分の余裕が見込まれているというふうにご理解いただければというふうに思います。

○司会者（消費者庁・影山） 間渕さん、よろしいですか。

では、すみません、かつおぶしの検査については、県のほうに。

○松岡（高知県） カツオにつきましては、私ども、魚介類ということで毎月1検体ずつ検査をしております。ただ、いろんな魚介類、特に17都県、向こうの千葉のほう、そういったようなところを中心にやっております。実はカツオのほうは、先ほど私が最後のほうに少しお話をしましたけれども、水産の部局のほうで毎月1回必ず検査をしておると。カツオのほうは、そちらのほうで検査をしていただいています。検査の方法は、5匹か6匹を1つの検体として、一気にまとめて1つの検体として検査をするというやり方をやっておって、いずれも出たことがないということになっていますので、カツオの検査につきましては基本的にはそちらのほうでやっただこうかなと私どものほうは考えております。

あと、かつおぶしと酒盗ですね、はい。

○藤川（高知市） 酒盗に関しましては、高知市内で結構生産されていますので、担当するとしたら高知市になるかと思うんですが。ただ、高知市、先ほど計画が最初35検体でした。年間一応80検体ぐらまでは引き上げる予定にしておりますが、残念ながらその中に酒盗が入るかという、優先順位は低うございます。当然、それ以外に他県で出ているもの、実際に汚染の実態があったような生鮮食材がまず最優先になります。

もしも、高知県さんがされておる漁獲されたカツオの放射線の値がある程度上がってきた場合は、当然酒盗にも出てくる可能性があります。そうなった場合には、当然汚染の可能性はあるということで、検査することは検討しますが、今のところはカツオの汚染自体がないのに、酒盗だけが汚染されるということは、まずこれは考えられませんので、今のところは計画しておりません。

○司会者（消費者庁・影山） はい、よろしいでしょうか。

では、すみません、ただいま時刻が4時7分を過ぎております。当初、終了予定時刻は4時と申し上げました。時間が限られていますので、最後の質問に移らせていただきたいと思います。

どなたか、最後。はい、では、今お三方手が挙がりましたので、このお三方でもって質問を終了させていただきます。

では、順番に、皆さんまず質問を述べてから、回答するということにしますので、まず右側の列の女性の方からお願いします。

○質問者H 福島県の二本松市から四万十市に避難をしております。梅原と申します。私が住んでいた福島県では、誰も福島の野菜を食べていません。福島の米も食べていませ

ん。あんな測定で、放射能が測れるとは誰も信じていません。そんな中で、これから農水省はこれからも食べて応援というのを続けていくのでしょうか。

それと、今日ここに、四国という場所で、遠く離れた場所でもこれだけの人が関心を持って集まっています。それというのは、結局、国と国民の間に違いが余りにもあり過ぎるのではないのかなって思うんですね、考え方について。国民は限りなくゼロを求めているし、国は出てからの対処をすることに一貫しているような気がして、そこをもう少し国民に歩み寄る気はこれからののかどうかというのを聞きたいと思います。

○司会者（消費者庁・影山） はい、では次、真ん中で手を挙げられた方、お願いします。

○質問者 I 田邊といいます。2児の母です。お願いを1点と質問を1点させていただきたいと思います。

お願いは、食品に関するリスクコミュニケーションということで、私の周りにも子育てをしている友人がたくさんおまして、ここに参加したいと言いながら、どうしても子どもを離すことができないということで、来ることができない人がたくさんいました。そういうわけで、こういうせっかくの機会ですので、託児を設けていただいて、子育て中の私たちも参加ができるような体制を行政にはとっていただきたいなと思います。これがお願いです。

質問は、先ほどの方の質問にもあったんですが、15 ページの上の表ですね、スライドの、基準値の計算の考え方にある限度値というものなんですが、限度というのは何の限度なのかなということが私はわからなくて。事故以前は、私の感覚としては現在ほど気にするリスクでは、放射性物質はありませんでした。ゼロ Bq でないものを取り込めば被ばくすると思っています。どんなに微量でも被ばくは被ばくで、それは体にいいということはないんじゃないかなと思います。特に、小さい子どもについては影響が大きい可能性があるということなので、親としては無用な被ばくはさせたくない、危険のあるものは食べさせたくないと思って、食材の選択にすごく時間をかけるようになりました。

例えば、隣の表のストロンチウム 90 で 29 年の半減期とありますが、ゼロ歳児の私の子どもが体内に取り込めば、29 歳まで半減しないということなわけなので、できるだけそういうものは取り込まないようにと思って生活をしています。

その中で、限度値というのは、許容量のことなのかなと思ってみたりするんですが、それは決して安全である、安全量ではない、これだけは我慢せよという値なのかなと思って見ているんですが、それについてのお考えをお聞かせください。

○司会者（消費者庁・影山） では、最後、手を上げられた方、はい。

○質問者 J 新日本婦人の会という女性団体におります山崎といいます。私の団体でも子育て中のお母さんたちがたくさんいるんですけども、そのお母さんたちが集まって、自分たちが日頃食べているものを持ち寄って、簡単な検査の機械があったので、それで測定をしたんです。それほど大した数値は出なかったんですけども、それは県にあるような機械には及ばないような簡単なものだったんですけども。今、県の説明を聞いたときに、週

に10検体ですかね。月ですか、余りにも、思っていたよりも少ないのでびっくりしたんです。時間がかかるのかな、電気代もかかると言われたから、節電のためかなとも思ったんですけれども。人手がかかるのかなとか、いろいろ考えたんですけれども。

もっと検体数を増やせないのかということと、あと教育委員会でもやってらっしゃるといことで、もっと簡単な機械がほかにも県内にはあるんじゃないかと思うんですけども、どれぐらいその機械があって、精密度は違うかもしれませんが、私たち市民が持ち込んで、測ってくださいますとか、そういう簡単にできるようなことはできないのでしょうか。

それと、測ったときに基準値内のものが出てきたというんですけど、基準値内だったら、もう流通されるということでしょうか。それは、出てきたから制限するのか、その対応の仕方を教えてください。

○司会者（消費者庁・影山） 今お三方、質問がありました。

1つ目は、福島からこちらに来られた方で、福島のものが安全でないというふうなご意見ですけども、食べて応援するキャンペーンをしている農水のほうから、まず。

○飯田（農林水産省） ご質問ありがとうございます。いろいろなご意見いただいて、我々も行政に反映しなきゃいけないものも大変あると思います。先ほどお話し「食べて応援しよう」キャンペーンというのは農林水産省が現在も行っておりまして、農林水産省の地下にある食堂では福島県産を中心にした食材をできるだけ利用しようという取り組みも行っていますし、売店で売っているものにつきましても、福島県産のものがかなりございます。私ども生産局の人間も、お米の時期でしたらお米を買う、あるいは桃の時期だと桃を買うというようなことで、いろいろと協力させていただき、買い控えが起こらないように、我々としても努力をしているところでございます。

福島県のものが非常に汚染されているという、先ほどご意見もございました。我々、全力を挙げて検査している中では、50 Bq どころか 10 Bq も出ないのが現状です。我々はそういう認識しておりますので、是非今回のリスクコミュニケーションをお聞きになっていただいて、冷静に判断をしていただきたいというふうに思います。

○司会者（消費者庁・影山） では、2人目の方のご質問、1つは意見で、リスクコミュニケーションに託児所を用意していただければというご提案でした。これは国のほうも含めて、県さんでも市でも、意見として、貴重な意見としてありがたく受けとめ、今後の参考にさせていただきたいと思います。

質問事項としましては、15ページの限度値の考え方についてです。これについては、厚労省、お願いします。

○林（厚生労働省） はい。15ページの限度値という言葉、すいません、お話しさせていただいた中では定義させていただいたつもりなんですけど、もう一度申し上げます。

この限度値という言葉を使ったのは、前のページの計算をして、食品に割り当てた例えば0.9 mSvを摂取量などで割って、何Bqというふうに機械的に数字が出てきますけれども、この数字、左のページで言えば120 Bq、これを限度値と呼ぶことにしましょうということ

で、ここでは定義をさせていただいています。したがって、この 120 Bq なりという、限度値という言葉を使わせていただいています、これはどういうレベルかという、もとに戻ると、1 mSv、1 年に 1 mSv を受ける、その場合にその食品に含まれる放射性物質の量が 1 kg あたり 120 Bq であるという、その換算をしたものであるということになります。

それで、結局、そうしますと、その 1 mSv という数字は安全なんでしょうか、あるいはそれは我慢しないとイケないんでしょうかというご質問に戻っていくんだらうというふうに思います。食品安全委員会でいろいろ評価をしていただいて、非常にこういう微量の被ばくということに関しては、今いろんな疫学調査をして、出てきたデータをいろいろ集めても、がんの人が増えたというようなデータは見つかっていないということが今の科学でできる限りの評価であるということでありまして、その評価に基づいてこういう数字を設定させていただいています。

そして、そこに向かった努力をして、さらに実際に食べていただく食品の中に含まれている放射性物質の量はもっとも少ないということは何度も申し上げているとおりでございます。そういったことで、言葉の使い方とこの考え方を回答させていただきたいと思っております。

それから、すいません、その前のご質問で、私どもも受けとめなくてはイケない部分というのがあったような気がするんですけども。国民の皆様、皆様方と私ども、もっとも意見を交わしながら行政をしていかないとイケないというふうに、真摯に思っております。こういった貴重な機会に皆様方にいただいた質問や意見を、明日からの私たちの仕事に是非生かしていきたいというふうに思っております。

放射性物質が出た後だけ対応しているかのような印象を私どもがご説明の中で持たせてしまっているかもわかりませんが、例えば検査の対象は 50 Bq 以上のものが出たものだけではなくて、その地域の主要な農産物、例えばリンゴからは放射性物質が出てなくても、リンゴの産地ではリンゴを検査しましょうとか、そういったことを陰で一生懸命努力をさせていただいています。そういったことで、いろいろやっていますので、データに関しては是非厚生労働省のホームページで、今までの全部のデータ、隠さずに公表しておりますので、是非ご関心のある方はご覧いただけたらありがたいなというふうに思っております。

○司会者（消費者庁・影山） では最後、検査、測定器の数についてと検体数、増やせないか、持ち込み検査がもう少しできないかという問いについてお願いします。

○松岡（高知県） 県内にあります、こういったような放射性物質を測る機器というのは、衛研に私が申しましたようにゲルマニウムの半導体が 2 台、高知市さんのほうにシンチレーションが 1 台、実はこれで全てになります。高知大学のほうにもあるんですけども、実はそれは全く別のものに使っていて、食品のほうには使えないということがわかっておりまして、それはもう今年の時点でわかっております。ですから、食品の検査をやるのは、この 3 台だけということになります。

それから、検体数をということですが、確かに10検体ということですが、1検体検査するのに2時間、私どもの県はかけております。10検体ですけれども、20時間、これで拘束されるわけです。昨年、牛肉の問題が起こったときに、実は非常に大きな問題になったということで、20検体、月に検査をしたことがございます。そのときは、ほぼ衛研さんのほかの事業、通常の検査も普通にやっておりますので、そういったものを全て要はやめて、全てとは言わないんですけれども、やめてもらって、そちらのほうに、優先順位がこちらの方が高いということで、無理してやった検体数が20から30までということでした。

それで、こういったことで定期的に安定的に、ほかの検査もございます、やるということに関しては、私どもやはり10検体ぐらいが今の高知県の能力ではいっぱいではないのかなというふうに考えております。ただ、これがほかにいろんな、私どもも今まで国の方のお話も聞いていますし、それからまたいろんなデータ等も持っております、今の県内の状況というのも考えながら検査のほうは計画をしております。今の状況は、非常にリスクという、ハザードは非常に放射性物質ということで大きいんですけども、実際のリスクということにおいては、まだ県内でどたばたしなければいけない、非常に慌てなければいけない、買い控えをする、パニックに陥る、そういったような状況には今のところ、高知県においてははないのではないかとこのように考えています。

その中で、ただこれで安全であるとは決して思っておりません。ですので、10検体を地道に検査をしながら、あと他県の状況も厚生労働省のほうには月に1万8,000件の他県の検査状況の、データが上がっています。それをできるだけの時間をかけて、私どもは検査を見ておまして、水産物を検査するときには千葉とか茨城、そういったようなところの魚のデータのほうも見ておまして、大体数Bq程度は出る可能性があるなというふうなことを思いながら検査のほうには臨んでおります。そういったものを統合的に考えてあれば、今のところ他の検査、衛研さんの力というものを考えて、10検体を地道にやっていくというのが、今の高知県のあるべき姿なのでないかなというふうに考えております。

ただ、今後もっと大きなことが起こったり、新たな情報があったりすると、検査のほうの重要度が増せば、検体数を増やすことも検討していかなければならないのではないかとこのように考えておりますので、そのあたりでご理解いただけたらというふうに思います。○司会者（消費者庁・影山）では、すいません。

それでは、時間が大分超過してしまいましたが、以上をもちまして意見交換会を終了したいと思います。時間の都合上ご発言いただけなかった方、申し訳ございませんでした。これで本日の講演会を終了いたします。本日はありがとうございました。